

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用要領

制定 平成 21 年 5 月 15 日

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 瀬政第 1824 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）

第 2 条 着ぐるみは、次の各号に掲げる事項を目的とした活動で使用するものとする。

- (1) 瀬谷区の魅力発信
- (2) 瀬谷区への親しみ・愛着の醸成
- (3) 区民に親しまれる行政運営
- (4) 公共の利益又は福祉の増進
- (5) 区民活動の活性化

（使用者）

第 3 条 着ぐるみを使用する者は、瀬谷区区政推進課長の承認を受けなければならない。ただし、横浜市の組織が使用する場合はこの限りではない。

（使用制限）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみを使用することができない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はその恐れのあるとき
- (2) 政治若しくは宗教に関する活動に係るとき又はその恐れのあるとき
- (3) 特定の個人、企業、団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき
- (4) 着ぐるみが、特定の個人、企業、団体等に属するキャラクターであるような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき
- (5) 横浜市及び瀬谷区の信用若しくは品位を損なうとき又はその恐れのあるとき
- (6) その他瀬谷区区政推進課長が不相当と判断するとき

（使用申請）

第 5 条 着ぐるみの使用を希望する者は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用申請書（第 1 号様式。以下「使用申請書」という。）を瀬谷区区政推進課長に提出するものとする。ただし、瀬谷区区政推進課長が認めたときは、この限りではない。

- 2 使用申請書は、使用を希望する期間の 3 か月前から 1 週間前までに提出しなければならない。
- 3 前々項に関し、瀬谷区区政推進課長は、必要に応じて添付書類の提出を求めることができる。

(使用の承認又は不承認)

第6条 瀬谷区区政推進課長は、使用申請書が提出されたときは、第2条及び第4条に基づき、使用の承認又は不承認を決定する。

2 前項で、瀬谷区区政推進課長は、使用の承認を決定したときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用承認通知書(第2号様式)によって通知する。使用者は、使用にあたって、第9条を遵守しなければならない。

3 前々項で、瀬谷区区政推進課長は、使用の不承認を決定したときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用不承認通知書(第3号様式)によって通知する。

(使用内容の変更)

第7条 前条の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用に係る内容に変更が生じた場合は、速やかに瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を瀬谷区区政推進課長に提出しなければならない。

2 前項で、変更申請書の提出があったときは、瀬谷区区政推進課長は、変更内容が軽微であると認められるときに限り、使用に係る内容の変更を承認し、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用変更承認通知書(第5号様式)によって通知する。又、瀬谷区区政推進課長は、使用に係る内容の変更を不承認とするときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用変更不承認通知書(第6号様式)によって通知する。

(着ぐるみに入る者の制限)

第8条 着ぐるみに入る者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 中学生以上
- (2) 身長160~170cm程度
- (3) 健康状態が良好であること

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的及び使用内容のみに使用すること。
- (2) 使用承認に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 横浜市又は瀬谷区が推進する施策又は事業等に支障を生じさせないこと。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用しないこと。
- (5) 横浜市又は瀬谷区は、使用者又は着ぐるみが出演する行事について推奨を行うものではないため、使用者は、第三者に、その旨の誤解を与える恐れがある使用を行わないこと。
- (6) 「せやまる」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 補助者が必ず1名以上付くこと。
- (8) 着ぐるみに入る時間は、1回あたり30分以内(夏季は15分程度)とすること。
- (9) 火気、水気に近づけないこと。
- (10) 着ぐるみ内は高温・多湿になるため、中に入る人の体調管理に十分気を付けること。

- (11) 雨天等の悪天候の場合、屋外で使用しないこと。
- (12) 着ぐるみの改造はしないこと。
- (13) 使用者が、着ぐるみの使用に際して、第三者に損害を与えたときは、使用者がその全ての責任を負うこと。横浜市又は瀬谷区は損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。
- (14) 使用者が、着ぐるみの使用に際して、故意又は過失により横浜市又は瀬谷区に損害を与えたときは、これによって生じた損害について横浜市に賠償すること。
- (15) 使用者が、着ぐるみに損傷を生じさせた場合、その損傷は使用者の責任において修理、修復をすること。修理、修復が困難な状態まで損傷した場合は、使用者が代替品作成費用を負担すること。ただし、経年劣化による損耗や使用条件を遵守した範囲内で生じた損耗についてはこの限りではない。

(使用承認の取消し)

第 10 条 瀬谷区区政推進課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請した使用目的及び使用内容以外に使用したとき
- (2) 申請した内容に虚偽又は不正があったとき
- (3) 第 4 条、第 7 条及び第 9 条に違反したとき
- (4) 使用内容等について、瀬谷区区政推進課長が不相当と認めるとき

2 前項の取消しがあったとき、瀬谷区区政推進課長は、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用承認取消通知書（第 7 号様式）によって通知する。

3 前項について、使用者は、通知のあった日以降、着ぐるみの使用をしてはならない。又、直ちに着ぐるみを返却しなければならない。

(申請の取下げ)

第 11 条 着ぐるみの使用申請をした者が、当該申請の取下げをしようとするときは、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用取下書（第 8 号様式）を瀬谷区区政推進課長へ提出するものとする。

(使用料)

第 12 条 着ぐるみの使用に係る使用料は無償とする。

(着ぐるみの貸出し・返却)

第 13 条 着ぐるみは、原則として使用日の前開庁日以降から貸し出すことができる。ただし、使用日の前開庁日より前に貸出しを希望する場合は、瀬谷区区政推進課長に事前に申し出た上で許可を得ること。

2 着ぐるみは、原則として使用終了日の翌開庁日までに返却しなければならない。ただし、使用終了日の翌開庁日より後に返却を希望する場合は、瀬谷区区政推進課長に事前に申し出た上で許可を得ること。

(使用終了届)

第 14 条 使用者は、使用終了後、速やかに瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用終了届（第 9 号様式）を瀬谷区区政推進課長へ提出しなければならない。

(管理)

第 15 条 着ぐるみの使用に係る管理及びこの要領に関する事務は、瀬谷区区政推進課が行う。

2 横浜市の各組織が、着ぐるみを使用するときは、瀬谷区区政推進課と調整を行うものとする。

(補則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、瀬谷区区政推進課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
申請書

（申請先）

瀬谷区区政推進課長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

次のとおり、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみの使用について申請します。
使用に関しては、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用要領」にしたい
ます。

行事名	
会場	
使用日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用目的	
特記事項	

《添付書類》

企画書等（行事の内容が分かる資料）

申請者の概要及び現況を示すもの

その他瀬谷区区政推進課長が必要と認める書類（ ）

第 号
年 月 日

様

瀬谷区区政推進課長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
承認通知書

年 月 日付申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみの使用については、次のとおり承認します。

承認内容： 瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用申請書
の申請内容のとおり

使用条件

- 1 使用にあたっては、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用要領」の規定を遵守し、別紙「「せやまる」着ぐるみの使用にあたって」に記載のとおりを使用すること。
- 2 使用終了後、瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用終了届（第9号様式）を瀬谷区区政推進課長へ提出すること。

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

第 号
年 月 日

様

瀬谷区区政推進課長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用

不承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみの使用については、次の理由により不承認とします。

不承認とする理由：

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

年 月 日

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
変更申請書

（申請先）

瀬谷区区政推進課長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

年 月 日 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、
申請します。

1 変更内容

2 変更理由

第 号
年 月 日

様

瀬谷区区政推進課長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」の
着ぐるみの使用変更については、次の条件を付して承認します。

承認内容： 瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
変更申請書の申請内容のとおり

使用条件

使用にあたっては、「瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用要領」の規定
にしたがうこと。

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

第 号
年 月 日

様

瀬谷区区政推進課長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用

変更不承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」
着ぐるみの使用変更については、次の理由により不承認とします。

不承認とする理由：

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

第 号
年 月 日

様

瀬谷区区政推進課長

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
承認取消通知書

年 月 日 第 号で承認した瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」
着ぐるみの使用承認を取り消します。

直ちに、着ぐるみの使用を中止し、返却してください。その他、瀬谷区区政推進課長の指示に
したがってください。

取消理由：

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

年 月 日

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ使用
取下書

（提出先）

瀬谷区区政推進課長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

年 月 日に提出した瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみの使用申請
について、これを取り下げます。

取下理由：

年 月 日

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみ
使用終了届

（届出先）

瀬谷区区政推進課長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

瀬谷区マスコットキャラクター「せやまる」着ぐるみの使用が終了しましたので、次のとおり、届け出ます。

行事名	
会場	
使用日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備考（中止の場合はその理由を記載してください）	